

第2回検討会を踏まえた カリキュラム等の改善について

- 総単位数の引上げ、最低履修時間数の設定について……P1
- 追加カリキュラムについて ……P 2～7
- 総単位数の引上げに係る最低履修時間数について ……P8～9
- 臨床実習の在り方について ……P10～15
- 専任教員の見直しについて ……P16～21
- その他 ……P22

総単位数の引上げ、最低履修時間数の設定について

- 柔道整復師学校養成施設のカリキュラムは、平成12年に単位制となり、「総履修時間数2,480時間以上」から「総単位数85単位以上」に改正された。この際は、カリキュラム内容の追加・削除はなく、履修時間を単位数に換算しただけである。今回の検討に当たっては、総単位数及び最低履修時間数のベースについて、それぞれ、85単位、2,480時間とした上で、これらに必要な教育内容(単位数及び時間数)を積み増すこととしてはどうか。

(参考)柔道整復師学校養成施設指定規則 別表第一(新旧)

平成12年4月1日改正前				現 行		
科 目	授業時間数	備 考	教育内容		単位数	
基礎科目	人文科学 一科目以上 社会科学 一科目以上 自然科学 一科目以上 保健体育 外国語	150 90 60		基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	14
専門基礎科目	医学史 解剖学 生理学 運動学 病理学概論 衛生学・公衆衛生学 一般臨床医学 外科学概論 整形外科学 リハビリテーション医学	30 210 180 45 90 90 120 90 90 60	遺伝を含む。 救急外傷学を含む。	専門基礎分野	人体の構造と機能 疾病と傷害 保健医療福祉と柔道整復の理論	13 12 7
専門科目	柔道整復理論 柔道整復実技 関係法規	330 600 45		専門分野	基礎柔道整復学 臨床柔道整復学 柔道整復実技(臨床実習を含む。)	9 14 16
選択必修科目		200				
合計		2,480				85
	は国家試験科目					

追加カリキュラム(人体の構造と機能)について

- 高齢者への施術やスポーツ外傷・障害への対応に当たり、柔道整復師もこれらの特性を理解した上で施術を行うことが求められることから、専門基礎分野のうち、「人体の構造と機能」に「成長と発達」、「加齢と老化」等、高齢者や競技者(アスリート)等の生理学的変化や特異性に係るカリキュラムを追加してはどうか。

→ +1単位(30時間)

(改正のイメージ)

柔道整復学校養成施設指定規則別表第一 (抜粋)

教 育 内 容		単位数
専門基礎分野	人体の構造と機能	13



教 育 内 容 (案)		単位数	備 考
専門基礎分野	人体の構造と機能	14	

追加カリキュラム(疾病と傷害)について

○ 臨床能力の向上において、手技療術とともに強化すべき能力として、適切な医療受療の時期を逸することのないよう、柔道整復術が適応されるか否かの判断能力を培うカリキュラムを「傷病と障害」、「基礎柔道整復学」に追加してはどうか。

→ +4単位(120時間)

(改正のイメージ)

※赤字は第2回検討会を踏まえた修正箇所

柔道整復学校養成施設指定規則別表第一 (抜粋)

教 育 内 容		単位数
専門基礎分野	疾病と傷害	12
専門分野	基礎柔道整復学	9



教 育 内 容		単位数	備考
専門基礎分野	疾病と傷害	14 16	
専門分野	基礎柔道整復学	11	

追加カリキュラム(保健医療福祉と柔道整復の理念)について

- 柔道整復養成施設の卒業後、すぐに施術所を開業する者も一定数いること等から、過剰診療による不適正な請求を防止するためにも、養成課程において受領委任払等の保険の取扱いに係るカリキュラムを盛り込むとともに、職業倫理に関するカリキュラムも追加してはどうか。
- 保険請求に係るカリキュラム及び職業倫理に関するカリキュラムについては、それぞれ1単位15時間としてはどうか。
- また、学校及び養成施設のどちらのカリキュラムにも適用するため、柔道整復学校養成施設指定規則別表第一中「専門基礎分野」の「保健医療福祉と柔道整復の理念」の備考として「保険の仕組み、職業倫理を含む。」と加えてはどうか。

→ +2単位(30時間)

(改正のイメージ)

柔道整復学校養成施設指定規則別表第一 (抜粋)

教 育 内 容		単位数
専門基礎分野	保健医療福祉と柔道整復の理念	7



教 育 内 容 (案)		単位数	備 考
専門基礎分野	保健医療福祉と柔道整復の理念	9	保険の仕組み及び職業倫理を含む。 ⁴

追加カリキュラム(基礎柔道整復学)について

- 柔道整復師として本来備えるべき外傷性疾患への対応能力の強化の必要性が指摘されていることから、外傷の保存療法について教育の充実を図り、その中で、外傷後の後療法としてギプス除去の時期、軟部損傷の治癒時期及び骨折後骨癒合時期の判断に関するカリキュラムを充実し、これらの教育内容を「専門分野」の「基礎柔道整復学」に盛り込んでいただく。
→+1単位(1530時間)

(改正のイメージ)

※赤字は第2回検討会を踏まえた修正箇所

柔道整復学校養成施設指定規則別表第一 (抜粋)

教 育 内 容		単位数
専門分野	基礎柔道整復学	9



教 育 内 容		単位数	備考
専門分野	基礎柔道整復学	10	

追加カリキュラム(臨床柔道整復学)について

○ 柔道整復師が使用する物理療法機器について、その原理、作用等を学び、その適正な取扱いに関するカリキュラムを新たに「臨床柔道整復学」に追加してはどうか。

→+1単位(1530時間)

※赤字は第2回検討会を踏まえた修正箇所

(改正のイメージ)

柔道整復学校養成施設指定規則別表第一 (抜粋)

教 育 内 容		単位数
専門分野	臨床柔道整復学	14



教 育 内 容		単位数	備考
専門分野	臨床柔道整復学	15	

追加カリキュラム(柔道整復実技)について

- 卒業生の臨床能力の低下が指摘されており、柔道整復師の臨床における実践的能力を向上する必要があることから、臨床実習について、他職種の状態も参考としつつ、臨床実習(現行1単位以上)を4単位(180時間)としてはどうか。

→ +3単位(135時間)

(改正のイメージ)

柔道整復学校養成施設指定規則別表第一 (抜粋)

教 育 内 容		単位数
専門分野	柔道整復実技(臨床実習を含む。)	16



教 育 内 容		単位数	備 考
専門分野	柔道整復実技(臨床実習を含む。)	19	臨床実習を4単位以上とする。

(参考)

- 昭和63年の柔道整復師法改正(昭和63年5月法律第72号)により、都道府県知事による免許試験が国家試験となるまでは、臨床能力を評価するため実技試験が行われていた。
(現在は、筆記試験のみ。)

総単位数の引上げに係る最低履修時間数について

(現在のカリキュラムの総単位数を総履修時間数に置き換えた場合)

柔道整復学校養成施設認定規則(平成12年4月1日施行前)
 における履修時間数 2,480時間(85単位) ①

(今回のカリキュラム改正案による追加領域)

高齢者及び競技者の生理学的特徴・変化	30時間(1単位)	
柔道整復術適応	120時間(4単位)	
保険の仕組み、職業倫理	30時間(2単位)	
外傷の保存療法(ギプス除去の時期の判断等)	1530 時間(1単位)	
物理療法機器の取扱い	1530 時間(1単位)	
臨床実習	135時間(3単位)	
計	345375 時間(12単位)	②

最低履修時間数(①+②) 2,8252,855時間(97単位)

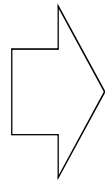
※赤字は第2回検討会を踏まえた修正箇所

カリキュラム改正案

※赤字は第2回検討会を踏まえた修正箇所

(現行)

	教育内容	単位数
基礎分野	科学的思考の基盤	14
	人間と生活	
	小計	14
専門基礎分野	人体の構造と機能	13
	疾病と傷害	12
	保健医療福祉と柔道整復の理念	7
	小計	32
専門基礎分野	基礎柔道整復学	9
	臨床柔道整復学	14
	柔道整復実技(臨床実習を含む。)	16
	小計	39
	合計	85



(案)

	教育内容	内容	単位数	追加分
基礎分野	科学的思考の基盤	人文科学、社会科学、自然科学、保健体育、外国語	14	
	人間と生活			
	小計	14		
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖学、生理学、運動学	14	高齢者・競技者の生理学的特徴・変化(1)
	疾病と傷害	病理学、衛生学、リハビリテーション医学、一般臨床医学、外科学概論、整形外科		
	保健医療福祉と柔道整復の理念	関係法規、公衆衛生学、柔道整復の歴史、柔道	9	保険の仕組み(1)、職業倫理(1)
	小計	37	39	
専門基礎分野	基礎柔道整復学	柔道整復術の基礎理論	12	柔道整復術適応(2)、外傷の保存療法(1)
	臨床柔道整復学	身体各部の柔道整復術		
	柔道整復実技(臨床実習を含む。)	柔道整復に関する実技の技術・知識	19	臨床実習(1→4)
	小計	46	44	
	合計		97	

臨床実習の在り方(臨床実習施設等)について

- 臨床実習施設として、養成施設附属臨床実習施設及び施術所を基本とし、医療機関(整形外科又は救急に限る。)、スポーツ施設(スキー場等の救護所等)及び機能訓練施設(機能訓練施設にあつては1単位を超えない範囲に限る。)としてどうか。

(参考)

柔道整復師養成施設指導ガイドライン(平成27年3月31日医政発0331第33号医政局長通知)

○8 実習に関する事項

- (1) 一般患者に対する臨床実習の機会を確保し、技術等の向上を図るため、附属の臨床実習施設において臨床実習の教育を行うこと。
- (2) 附属の臨床実習施設とは、当該養成施設が教育を目的として設置した施設であつて、当該養成施設の教員が直接指導に当たり実習を行う施設をいうこと。
- (3) 養成施設以外での実習が行われていないこと。

臨床実習の在り方(臨床実習施設等)について

- 養成施設附属臨床実習施設以外における臨床実習の要件を次のとおりとはどうか。
- (1) 養成施設は、各施術所における臨床実習の進捗管理を行うため、専任の実習調整者(柔道整復学校養成施設指定規則別表第二において専門分野を教授できる者(以下「専任教員」という。))であるものに限る。)を1名以上配置すること。
- (2) 附属臨床実習施設以外の柔道整復施術所は、
- ① 臨床実習における到達目標が設定されており、これに沿って実習が実施できること。
 - ② 5年以上の開業経験があること。
 - ③ 実習指導者は、専任教員の資格を有する柔道整復師、又は5年以上従事した後に厚生労働大臣の定める基準に合った「柔道整復師臨床実習指導者講習会(仮称)」を修了した柔道整復師であること。(16時間以上の講習会)
 - ④ 過去1年間の施術日の平均受診者数が30名以上であること。
 - ⑤ 臨床実習の実施に関し必要な施設及び設備を利用することができること。
 - ⑥ 療養費申請資格停止等の行政処分を受けていないこと。
 - ⑦ 臨床実習を行うに当たり、患者に対して臨床実習を行うことを文書により同意を得ること。
- (3) 附属臨床実習施設以外の柔道整復施術所において臨床実習を行おうとする養成施設は、都道府県知事に対して申請を行うこととする(変更の場合は変更申請)。
- (2)①の臨床実習における到達目標について、少なくとも「保険診療の仕組みについて理解すること」を含むことについてどう考えるか。

(参 考)

他職種の状況

看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン(実習施設等に関する事項)

1 実習指導者

実習指導者となることのできる者は、担当する領域について相当の学識経験を有し、かつ、原則として厚生労働省若しくは都道府県が実施している実習指導者講習会又はこれに準ずるものが実施した研修を受けた者であること。

2 実習施設

- (1) 実習施設には、実習生の更衣室及び休憩室が準備されているとともに、実習効果を高めるため討議室が設けられていることが望ましいこと。
- (2) 実習施設には、実習に必要な看護用具が整備、充実されていること。
- (3) 実習施設は、原則として養成所が所在する都道府県内にあること。
- (4) 実習病院が同時に受け入れることのできる学生数は、看護単位ごとに10名を限度とすること。従って、多数の学校又は養成所が実習を行う場合には、全体の実習計画の調整が必要であること。

5 看護師養成所

- (1) 実習施設として、基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学及び看護の統合と実践の実習を行う病院等を確保すること。病院以外として、診療所、訪問看護ステーション、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、助産所、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、地域包括支援センター、保育所その他の社会福祉施設等を適宜含めること。また、在宅看護論の実習については、病院、診療所、訪問看護ステーションの他、地域包括支援センター等の実習施設を確保すること。

- (2) 主たる実習施設は、実習施設のうち基礎看護学、成人看護学の実習を行う施設であり、次の条件を具備していること。
- ア 入院患者3人に対し1人以上の看護職員が配置されていること。ただし、看護職員の半数以上が看護師であること。
 - イ 看護組織が次のいずれにも該当すること。
 - (ア) 組織の中で看護部門が独立して位置づけられていること。
 - (イ) 看護部門としての方針が明確であること。
 - (ウ) 看護部門の各職階及び職種の仕事分担が明確であること。
 - (エ) 看護師の院内教育、学生の実習指導を調整する責任者が明記されていること。
 - ウ 患者個々の看護計画を立案する上で基本とするため、看護基準(各施設が提供できる看護内容を基準化し文章化したもの)が使用しやすいよう配慮し作成され、常時活用されていること。さらに、評価され見直されていること。
 - エ 看護を提供する場合に必要な看護行為別の看護手順(各施設で行われる看護業務を順序立て、一連の流れとして標準化し、文章化したもの)が作成され、常時活用されていること。さらに、評価され見直されていること。
 - オ 看護に関する諸記録が次のとおり適正に行われていること。
 - (ア) 看護記録(患者の症状、観察事項等、患者の反応を中心とした看護の過程(計画、実施、実施後の評価)を記録したもの)が正確に作成されていること。
 - (イ) 各患者に対する医療の内容が正確に、かつ確実に記録されていること。
 - (ウ) 患者のケアに関するカンファレンスが行われ、記録が正確に作成されていること。
 - カ 実習生が実習する看護単位には、実習指導者が2人以上配置されていることが望ましいこと。ただし、診療所での実習にあたっては、学生の指導を担当できる適当な看護師を、実習指導者とみなすことができること。
 - キ 看護職員に対する継続教育が計画的に実施されていること。
- (3) 主たる実習施設以外の実習施設については、医療法、介護保険法等で定められている看護職員の基準を満たしていること。他の要件については(2)ーイからキまでと同様とすること。
- (4) 病院以外の実習の単位数は、在宅看護論の実習を含め指定規則に定める単位数の1割から3割程度の間で定めること。
- (5) 訪問看護ステーションについては、次の要件を満たしていること。
- ア 複数の訪問看護専任者がいること。
 - イ 利用者ごとに訪問看護計画が立てられ、看護記録が整備されていること。
- (6) 看護師養成所2年課程(通信制)の実習施設については、現に他の看護師学校養成所の実習施設として承認を受けている病院等を選定すること。

診療放射線技師養成所指導ガイドライン(臨床実習に関する事項)

- (1) 臨床実習は、原則として昼間に行うこと。
- (2) 実習指導者は、各指導内容に対する専門的な知識に優れ、診療放射線技師又は医師として5年以上の実務経験及び業績を有し、十分な指導能力を有する者であること。
- (3) 臨床実習を行う施設において、診療画像技術学、核医学検査技術学及び放射線治療技術学の各部門にそれぞれ主任者が選定されていること。
- (4) 実習施設における実習人員は、当該施設の実情に応じた受入可能な数とし、実習指導者1人につき2人程度とすること。

理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライン(実習施設に関する事項)

- (1) 実習指導者は、理学療法士養成施設においては、理学療法に関し相当の経験を有する理学療法士、作業療法士養成施設においては、作業療法に関し相当の経験を有する作業療法士とし、かつ、そのうち少なくとも1人は免許を受けた後3年以上業務に従事した者であること。
- (2) 実習施設における実習人員と当該施設の実習指導者数の対比は2対1程度とすることが望ましいこと。
- (3) 実習施設のうち少なくとも1か所は養成施設に近接していることが望ましいこと。
- (4) 実習施設には実習を行ううえに必要な機械器具を備えていること。

臨床実習の在り方(臨床実習における実施可能範囲)について

- 現在の臨床実習の実態として、学生は、見学が中心になっているとの意見があることから、臨床実習の充実を図るため、臨床実習における実施可能範囲を示してはどうか。
- 臨床実習における実施可能範囲について、医師の「臨床実習検討委員会最終報告」(平成3年5月13日厚生省健康政策局)を参考とし、柔道整復師の臨床実習について、予め患者に同意を得た上で、実習指導者の指導・監視の下で実習指導者が主体的に行う施術について介助を行ってよいこととしてはどうか。
- また、介助であっても、柔道整復師の資格を持たない学生が、直接患者に対して施術を行うには、臨床実習開始前にそれに足りる総合的知識及び基本的技能・態度を備えていることが保証されていることが必要であることから、学校養成施設が、実技も含めた試験によりこれらの評価を行うこととしてはどうか。

(参 考)

- 「臨床実習検討委員会最終報告」(平成3年5月13日厚生省健康政策局)抜粋
医学生に許容される医行為について、①侵襲性のそれほど高くない一定のものに限られること、②医学部教育の一環として一定の要件を満たす指導医によるきめ細かな指導・監督の下に行われること、③臨床実習を行わせるに当たって事前に医学生の評価を行うことを条件とするならば、医学生が医行為を行っても、医師が医行為を行う場合と同程度に安全性を確保することができる。また、医学生が医行為を行う手段・方法についても、上記の条件に加え、④患者等の同意を得て実施することとすれば、社会理念から見て相当であると考えられる。

専任教員(教授できる範囲)の見直しについて

- 専任教員(柔道整復師)の教授できる範囲は、保健医療福祉及び柔道整復の理念のみとなっているが、この範囲を見直すことについてどう考えるか。

(参考)

(柔道整復学校養成施設指定規則)

別表第二(抜粋)

専門基礎分野	次の各号のいずれかに該当する者であつて教育内容に関し相当の経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者 一 医師 二 教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号)第六十三条に規定する特別支援学校の理療の教科の普通免許状を有する者 三 柔道整復師の免許を取得してから三年以上実務に従事した後、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者(保健医療福祉と柔道整復の理念を教授する場合に限る。)
--------	--

(参考)

柔道整復師養成施設指導ガイドライン(平成27年3月31日医政発0331第33号医政局長通知)

○5 教員に関する事項

- (4) 指定規則別表第2専門基礎分野の項第3号に掲げる者については、柔道整復師学校養成施設指定規則の一部を改正する省令(平成12年文部省・厚生省令第4号)による改正前の指定規則別表第1専門基礎科目の項に規定する医学史及び専門科目の項に規定する関係法規又は柔道のみ教授できること。

(参 考)

他職種の様況

職 種	教授できる範囲等
看護師	<ul style="list-style-type: none">・看護師養成所における基礎分野の授業は、大学において当該分野を担当している教員によって行われることが望ましいこと。・各科目を担当する教員は、経歴、専門分野等を十分に考慮して選任すること。
診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 義肢装具士	<ul style="list-style-type: none">・教員は、その担当科目に応じ、それぞれ相当の経験を有する者であること。
理学療法士 作業療法士	<ul style="list-style-type: none">・教員は、その担当科目に応じ、それぞれ相当の経験を有する医師、理学療法士、作業療法士又はこれと同等以上の学識を有する者であることを原則とする。
視能訓練士	<ul style="list-style-type: none">・教員は、その担当科目に応じ、それぞれ相当の経験を有する視能訓練士、医師又はこれと同等以上の学識を有する者であることを原則とする。

専任教員(教員配置基準)の見直しについて

- カリキュラムの充実により、総履修単位を85単位から97単位へ増加させることとする場合、これに対応して、専任教員数を現行の5名以上から6名以上に増員してはどうか。

(参 考)

- 柔道整復学校養成施設の専任教員について

(柔道整復学校養成施設指定規則)

第2条第7号 教員のうち五人(一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すごとに一を加えた数)以上は、別表第二専門基礎分野の項各号若しくは同表専門分野の項第二号に掲げる者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者である専任教員(以下「専任教員」という。)であること。ただし、専任教員の数は、当該学校又は養成施設が設置された年度にあつては三人(一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すごとに一を加えた数)、その翌年度にあつては四人(一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すごとに一を加えた数)とすることができる。

別表第二(抜粋)

専門基礎分野	次の各号のいずれかに該当する者であつて教育内容に関し相当の経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者 一 医師 二 教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号)第六十三条に規定する特別支援学校の理療の教科の普通免許状を有する者 三 柔道整復師の免許を取得してから三年以上実務に従事した後、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者(保健医療福祉と柔道整復の理念を教授する場合に限る。)
専門分野	次の各号のいずれかに該当する者であつて教育内容に関し相当の経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者 一 医師 二 柔道整復師の免許を取得してから三年以上実務に従事した後、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者

(参 考)

他職種の状況

履修単位数(3年課程)		専任教員数	一学級の定員	加算人数
97単位	看護師	8名以上	40人以下	—
93単位	診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士・作業療法士 視能訓練士 臨床工学技士 義肢装具士	6名以上	10人以上50人以下 10人以上40人以下 40人以下 10人以上50人以下 10人以上40人以下 10人以上30人以下	1学級増+3
	言語聴覚士 あん摩マッサージ指圧師はり師きゅう師	5名以上	40人以下 30人以下	1学級増+3 30人増+2
86単位	はり師きゅう師	5名以上	30人以下	30人増+2
77単位	あん摩マッサージ指圧師	5名以上	30人以下	30人増+2

専任教員(教員講習会受講の要件)の見直しについて

- 教員の質を確保するため、専門分野の専任教員の要件であって、柔道整復師の免許を有する者の要件として、現行の「3年以上実務に従事」から「5年以上実務に従事」に改正してはどうか。

○柔道整復学校養成施設の専任教員について

(柔道整復学校養成施設指定規則)

別表第二(抜粋)

専門基礎分野	<p>次の各号のいずれかに該当する者であつて教育内容に関し相当の経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者</p> <p>一 医師</p> <p>二 教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号)第六十三条に規定する特別支援学校の理療の教科の普通免許状を有する者</p> <p>三 柔道整復師の免許を取得してから<u>三年以上実務に従事した</u>後、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者(保健医療福祉と柔道整復の理念を教授する場合に限る。)</p>
専門分野	<p>次の各号のいずれかに該当する者であつて教育内容に関し相当の経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者</p> <p>一 医師</p> <p>二 柔道整復師の免許を取得してから<u>三年以上実務に従事した</u>後、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者</p>

- 柔道整復教員の資格要件は、柔道整復師の免許を取得してから5年以上実務に従事した後厚生大臣の指定する講習会を修了した者であることとされていたが、昭和41年の省令改正において、柔道整復師養成施設の教員の不足という事態に対処するための応急策として、実務従事年数3年以上に短縮された。※あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師に係る学校養成施設認定規則の一部を改正する省令(昭和40年文部省・厚生省令第1号)

- 専任教員数や専任教員の要件を見直すに当たり、指導ガイドラインにおいて専任教員の定義を明確化すべきではないか。
- 具体的には、大学設置基準第12条を参考として、次のとおりとしてはどうか。
 - ・ 教員は、一つの養成施設に限り専任教員となるものとする。
 - ・ 専任教員は、専ら養成施設における養成に従事するものとする。
- また、専任教員は、専門分野の養成の質の観点から、臨床実習施設において継続的に臨床に携わることによって臨床能力を高めるよう努めることとしてはどうか。

(参 考)

大学設置基準 (昭和三十一年十月二十二日文部省令第二十八号)

第十二条 教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。

2 専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる。

その他(新カリキュラムの施行と経過措置)について(案)

- 新たなカリキュラムは、平成30年4月1日施行を考えているが、経過措置として、すでに現行カリキュラムで養成している在校生については、「現行カリキュラムで可」としてはどうか。

(新カリキュラムの適用)

平成30年4月1日施行(平成30年度の入学生から新カリキュラムの適用)

- また、専任教員数は、新カリキュラムの適用に合わせて教員増を学年進行に応じた増員としてはどうか。

(専任教員数の適用)

平成30年4月1日施行(ただし、平成31年度までは5人(1学年に30人を超える定員を有する学校又は養成施設にあっては、その数が30人までを増すごとに1を加えた数) とすることができる。)

- 専任教員の要件の見直し(「3年以上実務に従事」から「5年以上実務に従事」)に 伴う経過措置については他職種を参考に 2年としてはどうか。

(専任教員の要件の見直しの適用)

平成32年4月1日施行